

排ガスダイオキシン類の測定回数変更について

東京二十三区清掃一部事務組合では、平成 11 年度のダイオキシン類対策特別措置法施行に伴い、対策工事を実施するなど、ダイオキシン類（以下「DXN類」という。）の削減に努めてきました。排ガスのDXN類測定は、同特措法で1年間に1回以上実施することが義務づけられており、平成 18 年度までは年 2 回の実施でしたが、平成 19 年度からは廃プラスチックのサーマルリサイクルの実証確認のため、年 4 回に増やして実施しています。その後も 10 年間にわたり年 4 回測定してきましたが、低い値で推移しており、長期にわたり環境への影響が少ないことが確認できています。また、DXN類濃度と相関のあるCO（一酸化炭素）濃度を 24 時間連続測定しており、安定稼働を常時監視する体制も整っています。

これらのことから、令和 5 年度から下表のとおり、煙突におけるDXN類の測定を年 2 回に戻します。

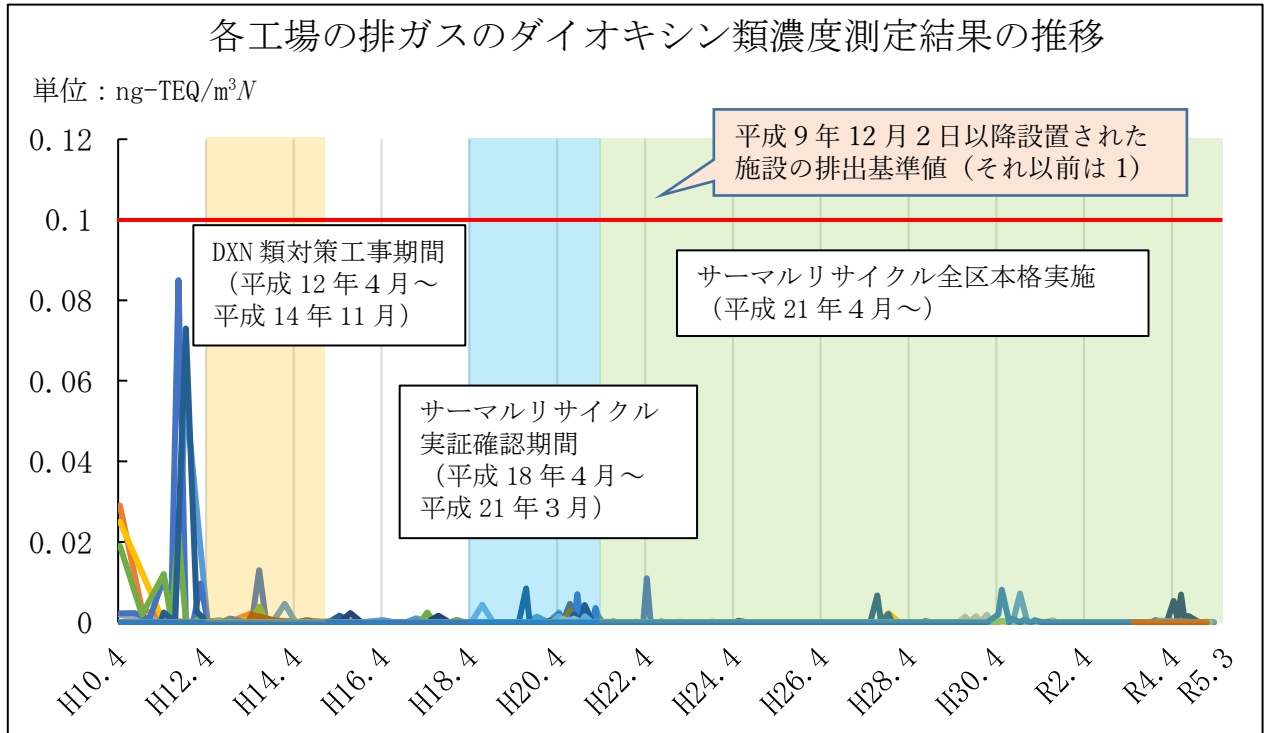


表 測定項目と測定頻度

測定項目	測定頻度	
	令和 4 年度まで	令和 5 年度以降
排ガス（煙突）	年 4 回	年 2 回